

鹿児島女子短期大学 自己点検・評価報告書

令和2年9月

はじめに

令和2年度自己点検・評価報告書は、「志學館未来計画（2016-2021）」下での「短期事業計画」の進捗状況の検証と、短期大学評価基準による点検・評価活動の検証という2つから構成されている。

前者については、まず、令和元年度の事業について進捗状況について検証し、その総評および各基本計画について検証をおこなった。また、本計画が始まった平成28年度から令和元年度までの4年間について、各計画の達成状況を総評した。

後者については、第3評価期間から適用される短期大学評価基準により行った点検・評価活動において、まず、平成29年度～令和元年度に挙げられていた課題について点検・評価した。さらに、令和3年度の認証評価受審に向けて、令和2年度に取り組みを要する事項について整理した。

目次

	頁
I. 「志學館未来計画（2016-2021）」下での「短期事業計画」進捗状況	1-7
1. 令和元年度 事業の進捗状況	
1.1 総評	
1.2 各基本計画の進捗状況	
2. 平成28年度～令和元年度 事業計画達成度評価	
2.1 達成度 総評	
2.2 平成28～令和元年度の達成度の推移	
II. 短期大学評価基準による点検・評価活動	8-17
1. 概要	
2. 平成29～令和元年度に挙げられていた課題についての点検・評価	
2.1 平成29年度に点検した、第3評価期間から適用される基準の特徴及び新規項目	
2.2 「平成29年度に挙げた、第3評価期間の評価基準に対する本学の課題」および「本学の長期計画の点検・評価」	
2.3 『30年度報告書』に記載している課題の点検・評価	
2.4 『元年度報告書』に記載している課題の点検・評価	
3. 認証評価受審（2021）に向けての課題	

I. 「志學館未来計画（2016-2021）」下での「短期事業計画」進捗状況

1. 令和元年度 事業の進捗状況

1.1 総評

「志學館未来計画 2016-2021」を受け、平成 28 年度から始まった事業計画の達成度については、評価基準を S（達成率 100%～）、A（達成率 80～99%）、B（達成率 50%～79%）、C（達成率 20%～49%）、D（達成率 0%～19%）及び E（計画を断念）としている。令和元年度短期事業計画の達成度は、達成度 S および A（達成率 80%以上）の項目が 80%近くとなっている。一方、達成率が 50%に達しない項目の割合は 5%未満である。これは、本学の全教職員が一体となって、各計画項目の改善に真摯に取り組んだ成果であると考えられる。令和 2 年度においても、掲げた各施策を達成するために、各年度の事業計画を全学的に地道に遂行し、PDCA サイクルが機能するようにしていくことが肝要であろう。

事業計画は「Ⅰ 教育・研究活動」、「Ⅱ 学生支援」、「Ⅲ キャリア教育・進路支援」、「Ⅳ 学生受入（学生募集）」、「Ⅴ 社会貢献」、「Ⅵ 管理・運営」、「Ⅶ 施設・設備」の 7 つの基本計画からなる。基本計画別の達成状況は表 1 の通りである。

表 1 令和元年度 短期事業計画 達成状況

達成度		S 100%～	A 80～99%	B 50～79%	C 20～49%	D 0～19%	E 計画を断念	項目数 計
基本 計 画	I	1	13	4	1	0	0	19
	II	0	4	0	0	0	0	4
	III	0	3	1	0	0	0	4
	IV	0	5	1	0	0	0	6
	V	0	7	1	1	0	0	9
	VI	0	5	0	0	0	0	5
	VII	1	2	2	0	0	0	5
計		2	39	9	2	0	0	52
		3.8%	75.0%	17.4%	3.8%	0.0%	0.0%	100.0%

1.2 各基本計画の進捗状況

I 教育・研究活動

取組戦略 6 分野における取組施策 19 項目のうち、S：1 項目、A：13 項目、B：4 項目、C：1 項目である。S の 1 項目は「2.教育課程の検証と見直し」に関する取り組みである。令和元年度の事業計画「新たなカリキュラム・ポリシーに基づいた教育の実施」に対し、各学科・専攻とも、昨年度構築した新たなカリキュラム・ポリシーに対応した教育課程を編成しており、それに基づいた教育を実施した。一方、C 評価となっているのは「3.教育方法の検証」に関する取り組みで、元年度の事業計画は「導入されたユニバーサルパスポートで可能なポートフォリオ作成方法の検討」としていたが、ユニ

バーサルパスポートが導入されたばかりで履修指導や成績処理等の動作確認が重点となり、ポートフォリオ作成については検討が進まなかった。

その他の取組戦略について少し補足しておこう。「1.『学びの質』の向上」に関するものでは、児童教育学科では、再課程認定による教育内容の見直しもあり、専門科目ではアクティブ・ラーニングを踏まえた授業が概ね実施できた。また、学生の多様な学びのニーズに応じたカリキュラムのあり方について検討し、認定絵本士養成講座を令和2年度より実施することになった。生活福祉専攻では、留学生に対して実施した日本語教育講座により、介護福祉士国家試験合格のレベルにまで高められた。

「4.地域の担い手育成教育の推進」に関する取り組みでは、「COC+教育プログラム認定証」を発行し、各学科の定めた教科・ボランティア数をポイント化・集計し、今年度は116名（児童教育30名、生活73名、教養13名）の授与を実施した。すべての学科において学生の地域貢献活動が構築された。

「5.グローバル化への対応」としては、一般教養科目において需要のある多様な言語を開講し（フランス語の開設、韓国語クラスの増設）、学生のニーズに応えた。海外研修では、本学開設科目「海外事情」（台湾）に4名が参加したほか、志學館大学開設科目「海外語学研修」（イギリス）に5名を、「海外地域研修」（フィリピン）に2名を派遣した。

「6.研究活動の充実」としては、南九州地域の特性に基づく研究として、「鹿女短の食育絵本 西郷さんと大豆の豆助」の絵本の試作品を使用し、実証的な食育研究を試行した。また、「かごしま郷土料理ジュニアマイスター講座」受講学生を対象にした、郷土や自分自身に対する意識の変化についての研究も遂行した。さらに、「鹿児島島の食文化読本」が作成された。

II. 学生支援

取組戦略3分野において取組施策4項目いずれもA評価である。

「1.多様な学生に対する支援の充実」については、学生への支援体制の充実に向けて、保健室へ来室している学生を把握し、その指導状況について検証した。学習面に関して、教養学科からの依頼で学習支援員が簿記会計講座を10月～3月まで実施している。また、「障がいのある学生の支援体制の検討」配慮が必要な障がいのある学生については、「修学上の配慮に関する申請書」及び「配慮願い」を作成し支援を検討した。また、令和2年度入学生の中に車いす学生がいることから入学前までに合理的配慮へ向けた対応を検討した。また、「3.特待生・奨学生制度の充実」に関して、高等教育機関修学支援新制度に適切に対応した。

III. キャリア教育・進路支援

取組戦略2分野における取組施策4項目のうち、A:3項目、B:1項目である。

「1.キャリア教育・支援の充実」については、キャリア支援ガイダンスでは、学生がガイダンスに集中できるよう環境を工夫した。学科・専攻教員とキャリアセンター職員の役割分担については、学生気質等の変化に対応していくことが課題といえよう。

「2.進路支援の充実」については、令和元年度「進路調査と分析結果のデータベース化検討」を計画に掲げた。導入された新システムを用いて支援に関する調査を実施し、部会内で情報を共有することができたが、学生の進路調査結果のデータベース化については、新システム内の取り込みも含めて検討したが、構築にはさらに時間を要す点がB評価となった。

IV. 学生受入（学生募集）

取組戦略4分野における取組施策6項目のうち、A：5項目、B：1項目である。

「1.高大接続改革の動きへの適切な対応」に関しては、令和元年度「望む学生像と入学した学生との整合性の検証」を計画に掲げた。APと本年度入学者との整合性については進学に関するアンケートの結果をもとに検証し、整合性が取れていることを確認した。

「2.入学定員の充足」に関して、「入試方法と入学した学生との整合性の検証および入試方法の改善」については、進学に関するアンケート（2019年7月実施）の結果をもとに検証した。部会や入試制度検討委員会、各学科で、新たな令和3年度入試の方法等の議論が行われたが、令和3年度入試に関する検討は令和2年度の継続審議となった点がB評価となっている。

「3.広報活動の充実」に関しては、令和元年度からTVCMを春のオープンキャンパス前に放送するとともに、アミューションでの放送を開始した。また、「2021大学案内」作成に際して学外の視点を入れ、コンテンツやデザインを変更した。奄美市役所に設置しているパンフレットスタンドについても、市役所と連絡を取りながら、広報物の補給を行った。

「4.学生受入に対する多様なニーズへの対応」に関しては、令和元年度、受験生の多様な能力を評価する、高大接続を意識した新たなAO入試（専門系）を実施した。AO入試の受験者数は前年度の受験者数を上回っており、導入の効果が認められた。

V. 社会貢献

取組戦略4分野における取組施策9項目のうち、A：7項目、B：1項目、C：1項目である。

「3.各設置校との連携」のうち、志學館大学との連携がC評価と、附属幼稚園・保育園との連携がB評価となっている。前者は、平成30年度はCOC+バスツアーを志學館大学と連携し募集運営を行ったが、令和元年度は他大学と連携しての運営となり、志學館大学との連携事業が実施しなかったことがその理由である。後者については、附属幼稚園・なでしこ保育園との間で新教職課程へ向けた共同研究や論文作成を計画していたが実現できなかった。一方、同園の行事に関して、学生のボランティア参加が多く、実習以外でも学生の交流が継続できている。

その他、「1.地域貢献」に関しては、「ボランティア活動の推進」を掲げているが、絆工房シオンちゃんの活動にはすべての学科の学生が参加し、学生が主体となってメンバーの募集や広報活動を展開している。

「2.地域創生・連携」に関しては、鹿児島県、鹿児島市、指宿市、奄美市、鹿児島銀行、高麗町内会等との連携活動において、まちづくり「未来の担い手育成事業」「かごしま食育フェスタ」「大学生等消防団」への参加など、多様な活動へ参画している。

「4.卒業生との連携」に関しては、まず、同窓会「すみれ会」と連携し、同窓会総会開催のための準備及び開催、紫苑祭におけるSGS（すみれ会ジェネレーションサポート）事業やホームカミングデイの実施、すみれ会講演会の準備・開催など、活動を発展的に行った。また、「卒業生在籍事業所等へのニーズ・学生評価調査アンケート」の実施および卒業生動向についての情報整理を計画に掲げ、部会員それぞれが外訪計画を立案し、計画的な訪問を行った。訪問時には同調査アンケートの調査・報告票を用いて、部会員を中心に情報の収集に努めた。

VI. 管理・運営

取組戦略6分野において取組施策5項目いずれもA評価である。

「1.政策・制度変更等への的確な対応」に関しては、児童教育学科では、教員免許法改正に伴う新教育課程への円滑な移行に努めると同時に、認定絵本士養成講座の設置に伴い教員の研修派遣などを行った。食物栄養学専攻においても、教職課程再課程認定で認可された教育課程に従い、教育を実施している。教員の異動に伴う変更にも、認可された教育課程に準じて適切に後任や非常勤講師を配置した。

「3.組織体制の検証」に関しては、令和2年度運営組織について、統廃合等の見直しを行い、組織の効率化を図った。併せて、令和3年度の認証評価対応も含め、委員会・部会への適材適所の教職員配置を行った。

「4.FD・SDの推進と学内研修体制の充実」に関しては、教職協働によるFD・SD研修会を開催したほか、SD委員会独自の企画として、「経常費補助金制度」、「高等教育修学支援制度の概要」、「ハラスメント防止」をテーマとするSD活動を実施した。また法人本部企画の全体研修会、階層別研修会にも積極的に参加した。

「5.ガバナンスの充実」に関しては、コンプライアンスの徹底ということで、4回のコンプライアンス研修会（元年9月、11月、12月及び2年2月）を通じて、教職員のコンプライアンスの意識向上に努めた。また、定期的な自己評価等によりコンプライアンスの日常的な徹底状況の把握を行った。

「6.危機管理体制の充実と高度化」に関しては、学生に関する事件事故については速やかに情報収集し、学生や教職員に注意喚起を行った。また、カレッジマンションにおける緊急時の危機管理体制について学園本部と協議のもと整備された。さらに、新型コロナウイルス感染症への対応についても、学園理事長のリーダーシップのもと、迅速に対応するとともに、危機管理体制上の問題点についても共有した。

VI. 施設・設備

取組戦略3分野における取組施策5項目のうち、S：1項目、A：2項目、B：2項目である。

「1.安全かつエコロジカルな機能性の高い施設・設備の整備」では、令和2年度入学生に車いす利用学生が入ることから、当該学生と共に学内巡視を行い、バリアフリー化の工事等が必要な場所について現状確認を行うとともに、可能な限りの対応を行った。「学生寮の改善についての検討」については、令和元年度は新寮監へのヒアリングをもとに状況確認を行い、具体的な施設整備についての検討が次年度に継続され、B評価となっている。

「2.施設・設備の計画的な営繕・リプレースの推進」に関しては、適切な施設・設備の充実・維持管理を行った。

「3.ICTの高度化」については、「学内サーバーのクラウド環境への移行にともなう環境整備」を計画し、メールサーバーをマイクロソフト Office365 に、仮想化サーバーのクラウド化し、リプレースが完了した。

2. 平成28年度～令和元年度 事業計画達成度評価

平成28年度短期事業計画は達成度の分析を行っているが（『平成29年度自己点検・評価報告書』参照）、29年度、30年度は短期大学基準協会の評価基準に基づいて自己点検・評価報告書を作成したため、学内の事業計画に関する達成度等の分析はしていない。そのため、ここで合わせて簡潔に振り返ることとする。

2.1 達成度 総評

表2に平成29年度、表3に30年度の達成状況を示した。

表2 平成29年度 短期事業計画 達成状況

達成度		S	A	B	C	D	E	項目計
基本計画	I	0	16	2	2	0	0	20
	II	0	1	3	0	0	0	4
	III	1	3	2	0	0	0	6
	IV	0	2	2	2	0	0	6
	V	0	7	2	0	0	0	9
	VI	0	3	3	0	0	0	6
	VII	0	5	1	0	0	0	6
項目数計		1	37	15	4	0	0	57
		1.8%	64.9%	26.3%	7.0%	0.0%	0.0%	100.0%

達成度…S：100%～、A：80～99%、B：50～79%、C：20～49%、D：0～19%、E：計画を断念（以下同様）

表3 平成30年度 短期事業計画 達成状況

達成度		S	A	B	C	D	E	項目数計
基本計画	I	0	16	6	0	0	0	22
	II	0	2	3	0	0	0	5
	III	0	4	1	0	0	0	5
	IV	0	5	1	0	0	0	6
	V	0	9	0	0	0	0	9
	VI	0	7	1	0	0	0	8
	VII	1	4	1	0	0	0	6
項目数計		1	47	13	0	0	0	61
		1.6%	77.1%	21.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

平成29年度総評

29年度短期事業計画の達成度は、達成度SおよびA（達成率80%以上）の項目が全項目数の3分の2となり、B評価（50～79%）が全体の4分の1を超え、達成率が50%に達しないC評価の項目の割合が7%となっている。

平成30年度総評

30年度短期事業計画の達成度は、達成度SおよびA（達成率80%以上）の項目が80%近くとなった一方、達成率が50%に達しない項目がなく、前年度に比べ、達成度は大幅に改善された。これは、前年度の反省を踏まえ、本学の全教職員が一体となって、各計画項目の改善に真摯に取り組んだ成果であると考えられる。

なお、達成度評価が 50%以下の事項について、取組状況を検証していくことにする。

28 年度に達成度 C（達成率 20%～49%）だった項目は、①「Ⅰ．教育・研究活動」における、児童教育学科の「初年次教育の枠組みと具体案の策定が進まなかったこと、②「Ⅱ．学生支援」における「生活支援・学習支援の充実を図るための学生の満足度・ニーズを把握する調査が実施できなかったこと、の 2 項目である。

【取組状況】①については、児童教育学科では、平成 30 年度、初年次教育を意識した「大学での授業の受け方・ノートの取り方・レポート作成の仕方」についての授業を実施した。②については、令和 2 年 1 月期に学生の満足度に関するアンケート調査を実施した。今後、来年度にかけて IR 委員会と連携してアンケート結果の検討を行う。

表 4 平成 28 年度 短期事業計画 達成状況

達成度		S	A	B	C	D	E	項目数計
基本計画	I	2	11	6	1	0	0	20
	II	0	2	2	1	0	0	5
	III	0	5	1	0	0	0	6
	IV	0	6	0	0	0	0	6
	V	0	6	3	0	0	0	9
	VI	0	7	1	0	0	0	8
	VII	0	5	1	0	0	0	6
項目数計		2	42	14	2	0	0	60
(%)		3.3	70.0	23.4	3.3	0.0	0.0	100.0

29 年度に達成度 C だった項目は、「Ⅰ．教育・研究活動」において①「カリキュラム・ポリシーの検証」が、30 年度の継続検討事項となったこと（児童教育学科および食物栄養学専攻の再課程認定に伴う教職課程検討・確定時期との関連）、②「ディプロマ・ポリシーの検証」が同上の理由により、30 年度に継続検討事項となったこと、「Ⅳ．学生募集（学生受入）」において、③「外部環境の変化に対する適切かつ柔軟な対応」および、④「学生受入に対する多様なニーズへの対応」に関して、AO 入試の多様な能力を評価する方法についての検討が 30 年度の継続検討事項となったこと、の 4 項目である。

【取組状況】①については、3P 再検討委員会や各学科・専攻と連携しながら、児童教育学科や食物栄養学専攻の新しい教職課程に対応したカリキュラム・ポリシーを構築した。生活福祉専攻と教養学科についても新たなカリキュラム・ポリシーを構築した。②については、3P 再検討委員会や各学科・専攻と連携しながら、児童教育学科や食物栄養学専攻の新しい教職課程に対応したものを含め、全学的に新たなディプロマ・ポリシーを構築した。③および④については、平成 31（令和元）年度学生募集（平成 30 年度実施分）にて、AO 入試にバレーボール（全学科）やピアノ（児童教育学科）を、令和 2 年度学生募集では各学科・専攻にて専門系の選考を実施し、高大接続の観点より多様な能力を有する学生受け入れに努めている。

2.2 平成 28～令和元年度の達成度の推移

「志學館未来計画 2016-2021」がスタートして 4 カ年分の達成度を表 5 に示した。達成度に関しては

明確な基準、指針を示しておらず、各学科、部会・委員会等ごとに独自の解釈の下に評価している。しかし、毎年、年度末に各学科、部会・委員会等が取り組みを検証して示した達成度であり、エビデンスも有することから、信用に値するものといえる。

平成 29 年度に少し達成率が低くなったが、全体的には達成度が高い水準を維持しているといえよう。これは、本学の全教職員が一体となって、各計画項目の改善に真摯に取り組んだ成果であると考えられる。本学がより魅力ある短大となるために、今後も掲げた各施策を達成するために、各年度の事業計画を全学的に地道に遂行し、PDCA サイクルが機能するようにすることが肝要であろう。

表 5 平成 28 年度～令和元年度の達成度の推移

達成度	S	A	B	C	D	E	計
平成 28 年度	2	42	14	2	0	0	60
	3.3%	70.0%	23.4%	3.3%	0.0%	0.0%	100.0%
29 年度	1	37	15	4	0	0	57
	1.8%	64.9%	26.3%	7.0%	0.0%	0.0%	100.0%
30 年度	1	47	13	0	0	0	61
	1.7%	77.0%	21.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
令和 元年度	2	39	9	2	0	0	52
	3.8%	75.0%	17.4%	3.8%	0.0%	0.0%	100.0%

Ⅱ. 短期大学評価基準による点検・評価活動

1. 概要

平成 30 年度（第 3 評価期間）認証評価から適用される短期大学評価基準が、短期大学基準協会（令和 2 年 4 月 1 日から一般財団法人大学・短期大学基準協会）より平成 29 年 2 月に公表された。その後、本学で同評価基準により行った点検・評価は以下のものがある。

平成 29 年度…第 3 評価期間から適用される基準の特徴及び新規項目と「志學館未来計画 2016-2021」（以下、「長期計画」）の照合をおこない、本学の課題を整理した。

平成 30 年度…「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」及び「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」を点検・評価し、別府溝部学園短期大学と相互評価をおこなった。

令和元年度…「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」及び「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」を点検・評価し、別府溝部学園短期大学と相互評価をおこなった。

点検・評価委員会では 29 年度に基準Ⅰ～Ⅳ全体の点検・評価をし、その結果を各評価主体の 30 年度以降の活動計画に反映できるようにすることを、29 年度当初は点検・評価委員会の課題としていた。しかし、別府溝部学園短期大学との相互評価（平成 30 年度に基準Ⅰおよび基準Ⅱ、令和元年度に基準Ⅲ、Ⅳ）を実施するスケジュールに沿って、全学的に短期大学基準協会の評価基準にもとづき点検・評価を行った。また、必要に応じて本学の短期事業計画に必要事項を追加した。

令和 2 年度は、以下の 2 点を点検・評価し、報告する。

1. 平成 29 年度～令和元年度に挙げられていた課題について点検・評価する。
2. 令和 3 年度の認証評価受審に向けて、令和 2 年度に取り組みを要する事項について整理する。

2. 平成 29～令和元年度に挙げられていた課題についての点検・評価

ここでは、まず「平成 29 年度に挙げた、第 3 評価期間の評価基準に対する本学の課題」と、その課題への取り組みを述べ、次に平成 30・令和元年度の自己点検・報告書に掲げた課題についての取り組み状況を報告する。

2.1 平成 29 年度に点検した、第 3 評価期間から適用される基準の特徴及び新規項目

○基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

基準Ⅰにおいて追加、あるいは一層強調され求められているのは以下の点である。

- (1)建学の精神は、教育基本法に基づいた公共性を有していること。〔基準Ⅰ-A-1〕
- (2)短期大学は地域住民をはじめ地域・社会の公共機関や企業などから必要不可欠な存在として認知され、支持されるよう、地域・社会の幅広いニーズに応えその活性化を図る責務を果たすこと。
〔基準Ⅰ-A-2〕
- (3)教育効果を高めるために、短期大学は、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
応えているか定期的に点検すること。また、三つの方針は、教育目的・目標、学習成果に基づき
組織的議論を重ねた上で策定し、一貫性・整合性があること。〔基準Ⅰ-B-1、Ⅰ-B-3〕
- (4)教育の質を保証するための査定（アセスメント）には、到達目標設定、事実の評価など、計画（資
源配分を含む）、実行、検証、改善という PDCA サイクルを継続的に用いること。〔基準Ⅰ-C-2〕

○基準Ⅱ 教育課程と学生支援

基準Ⅱにおいて追加、あるいは一層強調され求められているのは以下の点である。

- (1)単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をすること。
[基準Ⅱ-A-2]
- (2)短期大学は、学科・専攻課程に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養を培うよう配慮すること。[基準Ⅱ-A-3]
- (3)専門的及び汎用的な学習成果の獲得を基盤にした職業又は実際生活に必要な能力を育成するための職業教育を適切に行うこと。[基準Ⅱ-A-4]
- (4)入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）について、①入学者受入れの方針は学習成果に対応していること、②授業料、その他入学に必要な経費を明示していること、③入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検していること。[基準Ⅱ-A-5]
- (5)学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっていること、また学習成果を評価し公表していること。[基準Ⅱ-A-6]
- (6)事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管していること。[基準Ⅱ-B-1]
- (7)学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検していること。
[基準Ⅱ-B-2]

○基準Ⅲ 教育資源と財的資源

基準Ⅲにおいて追加、あるいは一層強調され求められているのは以下の点である。

- (1)教員組織を整備において、非常勤教員の採用は短期大学設置基準の規定を遵守していること。
[基準Ⅲ-A-1]
- (2)教育研究活動について、専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っていること。
[基準Ⅲ-A-2]
- (3)事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えていること。[基準Ⅲ-A-3]

○基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

基準Ⅳにおいて追加、あるいは一層強調され求められているのは以下の点である。

- (1)短期大学の教学運営において、学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めていること。また、学長は校務をつかさどり、所属職員を統督していること。[基準Ⅳ-B-1]
- (2)学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として運営する際、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定していること。[基準Ⅳ-B-1]

2.2 「平成 29 年度に挙げた、第 3 評価期間の評価基準に対する本学の課題」および「本学の長期計画の点検・評価」

平成 29 年度に挙げた課題への取り組みに対する点検・評価を基準ごとにおこなった。なお、本学の作業スケジュールとして、例年 6 月に当該年度の自己点検・評価報告書を作成することから、課題は各年度始めにまとめられたものとなっている。

なお、枠内の記述は 29 年度に掲げた課題、枠下の記述は課題に対する取り組み状況である。また、本学「長期計画」は、「Ⅰ（基本計画）＞Ⅱ（取組戦略）＞①戦略の具体的な取組内容」と記している（以下同様）。

基準 I

(1)建学の精神の点検・評価が求められる。

『30 年度報告書』の〈テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題〉欄に以下のように記しており、継続的な課題と位置づけられよう。「建学の精神についての理解は、ややもすれば抽象的なレベルにとどまりがちである。建学の精神の普遍性・現代的意義をいかに本学の諸活動に落とし込み、同時に、学生の育成につなげてゆけるか、といった観点から、学内議論を継続的に重ねていく必要がある」。

(2)地域・社会への貢献は長期経営計画「V 社会貢献＞1 地域貢献・2 地域創生・連携」に関連させて点検・評価をおこなう。

『30 年度報告書』に記載している事項のほか、「V 社会貢献＞1 地域貢献・2 地域創生・連携」に関連させた点検・評価をおこなっている。本事項については COC 委員会が中心となり、公開講座、ボランティア活動や自治体・企業・団体等との連携の推進、リカレント教育の実施に向けた取り組み等の事業を計画、実践、点検・評価をおこなっている。

(3)教育効果については、「I 教育・研究活動＞3 教育方法の検証」に関連させて点検・検証をおこなう。三つの方針は、ポリシー別に

- ・「I 教育・研究活動＞2 教育課程の検証と見直し＞①カリキュラム・ポリシーの検証」
- ・「I 教育・研究活動＞3 教育方法の検証＞①学びの可視化の検証＞b:ディプロマ・ポリシーの検証」
- ・「IV 学生受入（学生募集）＞1 高大接続改革の動きへの適切な対応＞①アドミッション・ポリシーの精緻化」

と、それぞれ検証する計画を掲げているが、それらの一貫性・整合性の点検・評価する計画を立てることが求められる。

三つの方針に関連する点検・評価については『30 年度報告書』〈テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題〉欄にも挙げており、それぞれ以下のとおり見直している。

①各学科・専攻とも、平成 30 年度に新たなカリキュラム・ポリシーを構築した（平成 30 年度「短期事業計画」事業報告）。

②各学科・専攻とも、平成 30 年度にディプロマ・ポリシーを改め、それに基づいた教育を実施し、受講科目の主要到達目標に関する自己評価を学生がおこなう仕組みを構築した（平成 30 年度「短期事業計画」事業報告）。

③アドミッション・ポリシーについては、進学に関するアンケート（令和元年 7 月実施）の結果をもとに検証し、整合性が取れていることを確認している（令和元年度「短期事業計画」事業報告）。

(4)教育の質を保証するために、

- ・「I 教育・研究活動＞3 教育方法の検証＞①学びの可視化の検証」
- ・「III キャリア教育・進路支援＞2 進路支援の充実＞④進路に関する調査と分析」
- ・「IV 学生受入（学生募集）＞1 高大接続改革の動きへの適切な対応＞①アドミッション・ポリシーの精緻化」
- ・「V 社会貢献＞4 卒業生との連携＞③卒業生に対する調査と分析」

と、学生受入から在学中の修学、進路、卒業後に至るまで、査定を計画している。その査定方法および査定後の取組に関する点検をあわせて行うことが求められる。

教育の質を保証するための点検・評価事項の取り組み状況は以下のとおりである。

①「I 教育・研究活動＞3 教育方法の検証＞①学びの可視化の検証」に関連し、新教育課程に応

じた学びの可視化方法については教務委員会において継続検討課題としており（令和元年度「短期事業計画」事業報告）、アセスメント・ポリシーの策定も視野に入れに検討する予定である（令和2年度教務委員会活動計画）。

②「Ⅲキャリア教育・進路支援＞2進路支援の充実＞④進路に関する調査と分析」については、令和元年度に導入された新システム（Universal Passport）を用いた支援に関する調査（キャリアセンター利用等アンケート）を実施、就職・進路指導部会内で情報を共有した（令和元年度「短期事業計画」事業報告）。学生の進路調査結果のデータベース化についても検討したが、構築にはさらに時間を要すことから、分析結果のデータベース化は令和2年度の検討事項とする（令和2年度「短期事業計画」）。*令和2年度部会名変更

③「Ⅳ学生受入（学生募集）＞1高大接続改革の動きへの適切な対応＞①アドミッション・ポリシーの精緻化」については、上記(3)に記載している。

④「Ⅴ社会貢献＞4卒業生との連携＞③卒業生に対する調査と分析」については、卒業生の就職先への聞き取り調査にとどまっております課題となっているが、令和2年度、一般財団法人大学・短期大学基準協会により実施される「短期大学卒業生調査」に参加することとしたので、その結果を教育の質の向上に活かしたい。

基準Ⅱ

(1)履修できる単位数の上限はすでに設けているが、その適切性について検証をおこなう。

上記「基準Ⅰ」(3)三つの方針の見直しおよび、(4)の第1項目、「新教育課程に応じた学びの可視化方法の検討」や「アセスメント・ポリシーの策定」等とも関連し、学びの実質化という観点から継続的に検討が必要だと思われる。

(2)教養教育については本学の一般教養科目を中心とした点検・評価が求められる。

本学の一般教養科目を中心とした教養教育の点検・評価については、学生からの希望を考慮し、外国語については平成30年度よりドイツ語にかわりフランス語を開設し、また令和2年度より韓国語受講希望者の受け入れを拡大した。また、令和元年度には留学生の日本語教育の充実を図るために、日本語演習Ⅲ・Ⅳ、日本事情Ⅰ～Ⅳの科目を立ち上げたり、一般教養科目の時間枠数を見直し、3学科共通の時間枠を開設することで、前期と後期で各1枠を削減し、補講枠を確保したりした（令和元年度短期事業計画報告）。しかし、専門教育との関連の点検や、教養教育の効果の測定・評価に関しては継続課題である。

(3)職業教育については「Ⅲキャリア教育・進路支援＞1キャリア教育・支援の充実・2進路支援の充実」に連動させて点検・評価をおこなう。

職業教育の点検・評価は上記「基準Ⅰ」の(4)の②と関連する。各学科・専攻の職業教育の点検・評価はその都度行われ、次年度以降の教育課程編成に反映されている。

(4)入学者受入の方針については、「Ⅳ学生受入（学生募集）＞1高大接続改革の動きへの適切な対応＞①アドミッション・ポリシーの精緻化」と連動させて点検・評価をおこなう。

「基準Ⅰ」(3)に記載している。

(5)学習成果の獲得状況の測定および公表については、「Ⅰ教育・研究活動＞3教育方法の検証＞①学びの可視化の検証」、「Ⅲキャリア教育・進路支援＞2進路支援の充実＞④進路に関する調査と分析」、「Ⅴ社会貢献＞4卒業生との連携＞③卒業生に対する調査と分析」等と連動させて点検・評価をおこなう。

学習成果の獲得状況の測定については、「平成29年度に挙げた課題に関する点検・評価」欄の

「基準Ⅰ」(4)の①、②、④に記載している。また、その測定結果のうち、GPA については令和元年度よりホームページ上に公表している。

(6)学生の成績記録の規程および保管方法の点検・評価が求められる。

『30 年度報告書』Ⅱ-B-1(2)に記載している。

(7)学習支援方法については、「Ⅰ教育・研究活動＞1「学びの質」の向上＞②学習支援・履修指導の充実」等と関連させて点検・評価をおこなう。

学習支援については、保健室へ来室している学生の指導状況について検証した。学生からの相談事案のうち学習面に関しては、教養学科からの依頼で学習支援員が簿記会計講座を10月～3月まで実施した（令和元年度「短期事業計画」事業報告）。

基準Ⅲ

(1)非常勤教員の採用について、点検・評価が求められる。

非常勤教員の採用については、「教員選考基準」第7条に「非常勤の教員の選考については、この基準を準用する」と規定しており、専任教員と同様に選考が行われているので、非常勤教員についても短期大学設置基準の規定を充足している（『令和元年度報告書』Ⅲ-A-1）。

(2)研究倫理を遵守するための取組については、「Ⅵ管理・運営＞5ガバナンスの充実＞②コンプライアンスの徹底」と関連させて点検・評価をおこなう。

研究倫理を遵守するための取組については、令和元年度は、研究倫理委員会において申請のあった4件の特定研究の審査を実施し倫理的な問題発生の抑止に努めている（令和元年度活動報告）。

(3)職場環境の整備については、「Ⅵ管理・運営＞2業務改善・効率化の推進による業務生産性の向上＞①業務改善・効率化の推進による業務生産性の向上」等と連動させて点検・評価をおこなう。

職場環境の整備については、令和元年度は学内サーバーのクラウド環境への移行にともなう環境整備として、メールサーバーをマイクロソフト Office365 に、仮想化サーバーのクラウド化し、リプレイスが完了した（令和元年度「短期事業計画」事業報告）。

基準Ⅳ

(1)学生に対する懲戒の手続きについては、学則第41条に懲戒の規定がある。これについて点検・評価が求められる。また、学長による所属職員の統督については、そのエビデンスが求められる。

学生に対する懲戒の手続きについては、学則第41条に懲戒の規定のほか、懲戒の実施に関し必要な事項については、鹿児島女子短期大学「学生懲戒規則」を平成27年度に定めている（『令和元年度報告書』基準Ⅳ-B-1の(1)④）。

また、学長による所属職員の統督については、そのエビデンスが求められている。学長は、志學館学園「管理および運営に関する規則」第33条および鹿児島女子短期大学「管理運営に関する諸規則」にもとづき、毎年度運営組織を組成して校務をつかさどるとともに、鹿児島女子短期大学教員人事に関する諸規則にもとづき、各学科・専攻に必要な教員を適切に配置している。また、鹿児島女子短期大学「事務関係諸規則」にもとづき、効率的な業務遂行のための事務部署とそれ相応の事務職員を配置するなどして、所属職員を適切に統督している（『令和元年度報告書』基準Ⅳ-B-1の(1)⑤）。さらに、教員が毎年提出する「教員自己評価票」により各教員の職務状況を把握するとともに、職員の職務状況の把握は年に2回の人事考課で行っている。

(2) 教育研究に関する重要事項の決定方法について、点検・評価が求められる。

(学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた) 教育研究に関する重要事項の決定方法については継続課題である。

2.3 『30 年度報告書』に記載している課題の点検・評価

平成 30 年度に挙げた課題への取り組みに対する点検・評価を基準ごとにおこなった。枠内の記述は『30 年度報告書』に記載された課題および改善計画、枠下はそれらに対する取り組み状況である。

基準 I

【I-A 課題】

記載なし

【I-A 改善計画】

(1) 建学の精神の実践的理解を図るため、その普遍性・現代的意義を、平成 29 年度に採択された「私立大学研究ブランディング事業」による活動に落とし込み、「長期計画」の項目「各学科の事情に応じた地域との連携教育の充実」に基づいて、学生の育成につなげる。

当初、令和 3 年度までの予定だったブランディング事業が令和元年度で終了したため、当所の計画通りの取り組みができなくなるが、この課題の意義が失われるものではないため、継続課題といえる。

【I-B 課題】

(1) 入学者受け入れの方針（アドミSSION・ポリシー）を踏まえ、本学に相応しい入学前教育のあり方について再検討する必要がある。

継続課題である。

(2) 本学の教育理念、教育目標、3 つのポリシー、モットーの学内外への浸透をさらに図る。

継続課題である。

(3) 学生の出身高校や学生の就職先などの学外からの視点を取り入れた検証についても、その方法等について検討する余地がある。

学生の出身高校からの視点に関しては、以下の「改善計画」【I-C】③に記載。

就職先からの視点に関しては、『30 年度報告書』I-B-1(3)に記されている。

【I-B 改善計画】

(1) 「長期計画」の項目「3 学科、教務委員会で連携し、新教育課程等へ向けた各学科カリキュラム・ポリシーの構築をめざす」「3 学科、教務委員会で連携し、新教育課程等へ向けたディプロマ・ポリシー検証と構築をめざす」「アドミSSION・ポリシーの見直しと入試方法との整合性を検証する」に基づいて、3 つのポリシーを改訂する。

上述したとおり、3 つのポリシーの見直しをおこなった。(29 年度 基準 I (3)参照)

【I-C 課題】

(1) 学習成果の査定とその点検のための体制は整っているが、教員が自分の担当科目においてどこまで学習成果の習得に焦点を当てて授業を実施できるかということ、そして履修指導によって、学生がどれだけ学習成果の習得を意識して授業に臨めるかということ。そのために、教員の意識向上を図る FD 活動や、学生に対する履修指導等のさらなる充実が重要である。

継続課題である。

(2)高校連絡会や高校訪問時に高等学校等の関係者の意見を聴取しているが、その記録が系統立ててまとめられ活用されているとは言い難い。それを十分に自己点検・評価活動に反映させるための仕組みの構築が必要である。

以下【I-C 改善計画】(3)に記載。

【I-C 改善計画】

(1) ポートフォリオ、ルーブリック、GPA 等、学習成果の査定手法について研究・実施する。
(「長期計画」I-3-①a「教育・研究活動＞教育方法の検証＞学びの可視化の検証：ポートフォリオの開発」等に基づく。)

継続課題である。

(2) 学生による学びの自己評価、授業評価、学びの達成度に関して、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーについてさらに検証し、改善を図っていく。その際、アンケート結果の有効活用についても検討していく。(「長期計画」I-3-①c「教育・研究活動＞教育方法の検証＞学びの可視化の検証：学びの自己評価の検証」)

継続課題である。

(3) 高等学校等からの意見聴取を行うため、平成 30 年度から新たに「鹿児島女子短期大学教育懇談会」を開催する。

教育懇談会を平成 30、令和元年度に開催し、高等学校からの意見聴取を行った。懇談会のあり方の検証は今後の課題である。

○基準Ⅱ

【Ⅱ-A 課題】

(1)学習成果の獲得状況を把握する基本的な仕組みは整ってきたが、学生の学習成果の獲得を支援するために、その仕組みを十分活用できていない。活用のためには教職員の意識の共有が図られなければならない。また、学習成果獲得状況を測定する多様な方法についても、さらに研究を進め、導入を検討する必要がある。

【基準 I-C 課題】の①、【基準 I-C 改善計画】の①にも関連する継続課題である。

(2)CAP制の導入については、規程があるものの、実質的な効果を望めない状況である。学生の学習（免許・資格取得）のニーズと学習時間の確保とのバランスを取るため、効果的な制度設計に努力しなければならない。

29年度課題の(1)にもあるように、継続課題である。

(3)教職課程再課程認定への対応の目処が立った時点で、3つのポリシーの改編に即して、教養教育の見直しを進めることが重要である。

29年度課題の(2)にもある。継続課題である。

(4)学生のニーズが多様化する中、教養教育の充実に向けて具体的な検討が必要である。

29 年度課題(2)にもある。継続課題である。

【Ⅱ-A 改善計画】

(1)3学科、教務・IR委員会で連携し、新教育課程へ向けてのディプロマ・ポリシー検証と構築をめざす。(「長期計画」I-3-①b「教育・研究活動＞教育方法の検証＞学びの可視化の検証」)

(2)3学科、教務委員会で連携し、新教育課程等へ向けた各学科カリキュラム・ポリシーの構築をめざす。(「長期計画」I-2-①「教育・研究活動＞教育課程の検証と見直し＞カリキュラ

ム・ポリシーの検証」)

- (3)アドミッション・ポリシーの見直しと入試方法との整合性を検証する。(「長期計画」IV-1-①「学生受入(学生募集)＞高大接続改革の動きへの適切な対応＞アドミッション・ポリシーの精緻化」)

3つのポリシーの検証については「基準Ⅰ」(3)に記載している。なお、アドミッション・ポリシーと入試方法の整合性の検証については、入試改革における学生選抜方法の検討も含め、令和3年度学生募集に向けて令和元～2年に実施した。なお、運営組織変更に伴い、上記(1)は令和2年度より教務・IR委員会から教務委員会の担当となった。

教養教育について、新教育課程をふまえて、教務委員会等でそのあり方を再検討する。認証評価新基準の公表により、「長期計画」の30年度以降の計画に追加した。

継続課題である。(29年度課題(2)参照)

【Ⅱ-B 課題】

- (1)業務の電子化は進んできたが、業務自体、改善の余地がある。学びの可視化や支援の一層の充実をめざし、業務の効率化や合理化を図る必要がある。

Universal Passport が令和元年度に導入されたばかりで、履修指導や成績処理等の動作確認が重点となり、ポートフォリオ作成については検討が進まなかった(元年度「短期事業計画」事業報告)。業務自体の改善及び、学びの可視化やポートフォリオ作成等は継続課題である。

- (2)退学に結びつくことが考えられる、基礎学力が不足する学生や修学意欲の低い学生に対する支援が必要である。

29年度課題の(7)に記載したような取り組みをしている。一層の支援の充実策については継続課題となる。

- (3)公務員や教員を目指したり進学を希望したりするような、意欲ある学生に対する一層の支援が必要である。

ここ近年、現役で教員採用試験や公務員試験に合格する学生がいることもあり、意欲の高い学生が増えている。特に公務員試験の支援は継続課題である。

【Ⅱ-B 改善計画】

- (1)学びの可視化や支援の一層の充実をめざし、業務の効率化や合理化を図る。(「長期計画」VI-4-③「管理運営＞FD・SDの推進と学内研修体制の充実」に関連させて実施する。)

【Ⅱ-B 課題】の①に記したように、継続課題である。

- (2)基礎学力が不足する学生、修学意欲の低い学生、生活上の悩みをもつ学生への支援体制の充実を図る。(「長期計画」II-1-①「学生支援＞多様な学生に対する支援の充実＞多様な学生に対する支援の充実」)

29年度の課題(2)および【Ⅱ-B 課題】の①に記したように、継続課題である。

- 公務員・教員採用試験・進学対策の支援を推進する。(「長期計画」III-2-①「キャリア教育進路支援＞進路支援の充実＞公務員・教員採用試験・進学対策の支援」)

【Ⅱ-B 課題】の③に記したように、継続課題である。

2.4 『元年度報告書』に記載している課題の点検・評価

○基準Ⅲ

【Ⅲ-A 課題】

(1)平成30年の年休取得率（取得日/単年度付与数）が、全教職員全体で13.0%（教員12.4%、職員13.8%、非常勤職員15.5%）と低い水準に留まっている。授業補講日や公開講座、入学試験などの学内行事への対応で教職員の休日出勤が多く、振替休日を優先した結果と思われる。振替休日を確実に取得することも含めて、年休取得率を高め、ワークライフバランスを推進することが課題である。

働き方改革法案の成立に伴い、使用者は2019年4月1日から10日以上の有給休暇が付与される全ての労働者に対し、年5日の有給休暇を取得させることが義務となった。令和元年度は全教職員が年5日以上の有給休暇を取得しているが、一層の取得を推進することが課題である。

【Ⅲ-C 課題】

(1)導入された新しいシステム（Universal Passport）の課題と効果的な利用方法の検討が課題である。

Universal Passport に関しては継続課題。さらに、円滑な遠隔授業の実践のための体制づくりや遠隔での効果的な学生支援方法の検討も課題として挙げられる。

○基準Ⅳ

記載なし

3. 認証評価受審（2021）に向けての課題

ここでは、上述した事項を整理するとともに、必要に応じて課題を追加していく。特に今年度は新型コロナウイルス問題への対応も大きな課題となるので、各事項に追加していきたい。

○基準Ⅰ

(1)建学の精神の普遍性・現代的意義をいかに本学の諸活動に落とし込み、同時に、学生の育成につなげてゆけるか、といった観点から、「各学科の事情に応じた地域との連携教育の充実」に基づいて、学生の育成につなげていくことを検討する。〔Ⅰ-A-1〕

(2)地域・社会への貢献については、現時点では新型コロナウイルス感染拡大防止のため、様々な取り組みが中止になったり活動を縮小したりを余儀なくされている。このような状況下でも可能な地域との連携方法を検討する。〔Ⅰ-A-2〕

(3)本学の教育理念、教育目標、3つのポリシー、モットーの学内外への浸透をさらに図る。〔Ⅰ-B-1〕

(4)内部質保証に関連して、「鹿児島女子短期大学教育懇談会」を2018、2019年度に開催し、高等学校からの意見聴取を行っているが、懇談会のあり方を検討する。〔Ⅰ-C-1〕

(5)教育の質保証に関連して、新教育課程に応じた学びの可視化方法を検討し、アセスメント・ポリシーの策定を行う。〔Ⅰ-C-2〕

(6)教員が自分の担当科目において学習成果の習得を意識して授業を実施するために、教員の意識向上を図る。一方、学生が学習成果の習得を意識して授業に臨むため、学生に対する履修指導等の充実を図る。〔Ⅰ-C-2〕

○基準Ⅱ

(1)CAP制については規程があるものの、実質的な効果を望めない状況である。学生の学習（免許・資格取得）のニーズと学習時間の確保とのバランスを取るため、効果的な制度設計に努める。

〔Ⅱ-A-2〕

(2)3つのポリシーの改編に即して、（専門教育との関連を含め）教養教育の見直しを行う。また、教養

教育の効果の測定・評価方法を検討する。〔Ⅱ-A-3〕

(3)職業教育の点検に向けて、学生の進路調査結果のデータベース化を図る。〔Ⅱ-A-4〕

(4)新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から①受験生との接触が制限される中での、入学者受け入れの方針や入学者選抜方法、入学に必要な経費など、受験生に必要な情報を適切に伝達・配信する方法の確立を図る。また、②入学者受け入れの方針を定期的に点検しているための、高等学校関係者の意見聴取方法を検討する。〔Ⅱ-A-5〕

(5)『30年度報告書』の「改善計画（Ⅰ-C）」に基づき、①ポートフォリオ、ルーブリック、GPA等、学習成果の査定手法について全体的に研究・実施する。②学生による学びの自己評価、授業評価、学びの達成度に関して、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーについてさらに検証し、改善を図っていく。その際、アンケート結果の有効活用についても検討する。〔Ⅱ-A-7〕

(6)2020年度、一般財団法人大学・短期大学基準協会により実施される「短期大学卒業生調査」に参加することとしたので、その結果を教育の質の向上に活かす。〔Ⅱ-A-7〕

(7)新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対面授業の代替として遠隔授業を一部で実施するようになった。遠隔授業に対するハード面・ソフト面両方の整備を進める。〔Ⅱ-A 特記事項〕

(8)業務の電子化は進んできたが、業務自体、改善の余地がある。業務自体の改善及び、学びの可視化やポートフォリオ作成等は継続課題である。〔Ⅱ-B-1(3)〕

(9)退学に結びつくことが考えられる、基礎学力が不足する学生や修学意欲の低い学生に対する支援方法を検討する。〔Ⅱ-B-2〕

(10)公務員や教員を目指したり進学を希望したりするような、意欲ある学生に対する一層の支援が必要である。〔Ⅱ-B-2〕

○基準Ⅲ

(1)基準Ⅰ(7)と関連し、教員が自分の担当科目において学習成果の習得を意識して授業を実施できるよう、FD活動を工夫する。〔Ⅲ-A-2〕

(2)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、インターネット通信を利用する機会が格段に増したため、情報セキュリティ対策の一層の充実を図る。〔Ⅲ-A-3〕〔Ⅲ-B-2〕

(3)年休取得状況、休日出勤の振替休日取得を促す。〔Ⅲ-A-4〕

(4)校地と校舎が障がい者に対応しているか、点検する。〔Ⅲ-B-1〕

(5)基準Ⅱ(2)と関連し、本学は通信制の課程を有してはいないが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対面授業の代替として遠隔授業を一部で実施するようになった。遠隔授業に対するハード面・ソフト面両方の整備を進める。〔Ⅲ-B-1〕

(6)新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対面授業の代替として実施される遠隔授業を効果的に実施するための技術の向上を図る。〔Ⅲ-C-1〕

(7)入学定員充足率及び収容定員充足率の向上を図る。〔Ⅲ-D-1〕

(8)新型コロナウイルス問題への対応全般について検証する。〔特記事項〕

○基準Ⅳ

(1)短期大学の向上・充実に向けて教学運営体制の合理化を図る。〔Ⅳ-B-1〕